

第9回研究開発法人における業務運営の課題に関する検討会

(検討概要)

1. 日時 令和2年3月17日(火) 16:00~18:02
2. 場所 内閣府 中央合同庁舎第8号館4階416会議室
3. 出席者 有川博委員(愛国学園大学)、尾道一哉委員(味の素株式会社)
檜谷隆夫委員(公認会計士・税理士)、小林直人委員(早稲田大学)
十時審議官、渡辺参事官(以上、内閣府)
吉開政策立案総括審議官、神谷管理官(以上、総務省)

4. 検討概要

ガバナンス等に係る要改善点への対応、ガバナンス等に係る要改善点への対応を前提とした上限額の引き上げ及び適用法人の拡大並びに特例随意契約制度の見直しの進め方について、内閣府から説明が行われた後、出席者の間で質疑応答を行った。

質疑応答で出された主な指摘は、以下のとおり。

- 上限額の引き上げはまだ時期尚早の感があるが、研究開発の促進のため、物質・材料研究機構と産業技術総合研究所の上限額を引き上げるのであれば、1,000万円が適当。
- 今後、事例を更に集めて、1,000万円の上限では研究が阻害されているということが分かれば、柔軟に対応することも必要。
- 内閣府にある政府調達苦情検討委員会から、ある国立研究開発法人の調達について、入札手続を是正すべきとの報告が出されている。特例随意契約制度の適用法人を拡大する際は、この報告を踏まえて、候補となる法人の入札手続に問題がないか確認することが必要。
- 制度改正後の運用状況のフォローアップにおいては、各法人の契約監視委員会が適切に任務を果たしているか確認してほしい。
- 特例随意契約の運用状況について、第三者の目に常に触れていることが重要と考えられるため、特例随意契約に係る法人の規程類等を公表することが求められる。

出席者間での質疑応答を踏まえ、特例随意契約制度について、以下の方向で見直しを進めることとなった。

- 物質・材料研究機構及び産業技術総合研究所の上限額は、1,000万円に引き上げる(他の適用法人の上限額は、現行どおり500万円)。
- 適用法人の拡大については、法人の制度利用意向やガバナンス等の状況を精査した上で、具体的な適用法人を決める。
- 特例随意契約の対象とする契約に、「製造の請負」及び「物件の借入」を追加する。
- 上限額の引き上げ、適用法人の拡大とも、法人において、今回整理したガバナンス等に係る要改善点への対応が取られることが前提であり、制度改正前に対応状況を確認する。

以上